

議案第 6 2 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年（2 0 1 6 年）2 月 2 5 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宝塚市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項の表 1 の項右欄中「0. 8 6」を「0. 8 8」に改め、同表 2 の項右欄中「0. 9 1（第 1 級又は第 2 級）」を「0. 9 2（第 1 級）」に、「0. 9 0」を「0. 9 1」に改め、同条第 5 項の表中「0. 8 6」を「0. 8 8」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第 5 条第 2 項及び第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。